

幕別町新規就農者の育成に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町新規就農者の育成に関する条例 (平成7年6月14日 条例第13号) 第1条 略 (新規就農者の定義) 第2条 この条例で新規就農者とは、心身ともに健康で近代的な農業経営を維持管理する能力を有し、年齢が<u>45歳未満</u>で個人経営を行う者若しくは年齢が45歳未満の者が半数以上参加して共同経営を行う者で、農用地及び農業用施設等（以下「農用地等」という。）を保有せず、本町の区域内において農用地等を取得し、又は借り受け、新たに就農する者をいう。ただし、他市町村において既に農業経営を行っている者が、本町に転入して農業経営を開始する場合は除くものとする。 2 略 第2条の2～第4条 略 (支援措置) 第5条 町長は、第3条の2の規定により新規就農者の認定を受けた者が、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）に基づく<u>農業経営改善計画</u>（以下「計画」という。）の認定を受けた場合、次の各号に定める奨励金及び利子補給金（以下「奨励金等」という。）を交付し支援するものとする。	○幕別町新規就農者の育成に関する条例 (平成7年6月14日 条例第13号) 第1条 略 (新規就農者の定義) 第2条 この条例で新規就農者とは、心身ともに健康で近代的な農業経営を維持管理する能力を有し、年齢が<u>50歳未満</u>で個人経営を行う者若しくは年齢が50歳未満の者が半数以上参加して共同経営を行う者で、農用地及び農業用施設等（以下「農用地等」という。）を保有せず、本町の区域内において農用地等を取得し、又は借り受け、新たに就農する者をいう。ただし、他市町村において既に農業経営を行っている者が、本町に転入して農業経営を開始する場合は除くものとする。 2 略 第2条の2～第4条 略 (支援措置) 第5条 町長は、第3条の2の規定により新規就農者の認定を受けた者が、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）に基づく<u>青年等就農計画</u>の認定を受けた場合、次の各号に定める奨励金及び利子補給金（以下「奨励金等」という。）を交付し支援するものとする。

現 行 条 例	改 正 条 例
(1) 法に基づく農業経営基盤強化促進事業又は公共団体若しくは公共的団体が行う事業又は第3条に規定する申請書に記載された農業経営計画に基づく農用地等の賃貸契約を締結した場合は、当該契約による最初の賃貸料の支払日の属する年度から5年間に係る賃貸料の2分の1に相当する奨励金 (2) 農業経営に必要な農用地等を取得した場合は、最初の取得に限り、当該固定資産税が課されることとなった年度から5年間に係る固定資産税に相当する奨励金 (3) 農業経営に必要な農用地等の取得又は家畜等を導入するために、<u>農業金融制度総合推進会議</u>が認定した農業関係制度資金を借り入れする場合は、借入年度から5年間に係るその約定償還利息のうち借入利率1.0%に相当する利子補給金。この場合、利子補給金を受ける者が負担する利子補給後の利率は、0.5%を下回らないものとする。<u>ただし、法に基づく農業経営基盤強化資金については、農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の4の(3)に基づく実質金利から、道の利子補給率に0.5%を加えた率を控除した率の2分の1の率に相当する利子補給金</u>	(1) 法に基づく農業経営基盤強化促進事業又は公共団体若しくは公共的団体が行う事業又は第3条に規定する申請書に記載された農業経営計画に基づく農用地等の賃貸契約を締結した場合は、当該契約による最初の賃貸料の支払日の属する年度から5年間に係る賃貸料の2分の1に相当する奨励金 (2) 農業経営に必要な農用地等を取得した場合は、最初の取得に限り、当該固定資産税が課されることとなった年度から5年間に係る固定資産税に相当する奨励金 (3) 農業経営に必要な農用地等の取得又は家畜等を導入するために、<u>幕別町農業金融制度総合推進会議</u>が認定した農業関係制度資金を借り入れする場合は、借入年度から5年間に係るその約定償還利息のうち借入利率1.0%に相当する利子補給金。この場合、利子補給金を受ける者が負担する利子補給後の利率は、0.5%を下回らないものとする。
第6条～第9条 略	第6条～第9条 略